

基監発 0702 第 3 号
平成 25 年 7 月 2 日

関係都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

平成 25 年度労働基準監督官採用試験第 2 次試験の実施について

標記について、平成 25 年 6 月 24 日付け人試－879「平成 25 年度労働基準監督官採用試験第 2 次試験の実施について（通知）」（別添 1）及び「平成 25 年度労働基準監督官採用試験第 2 次試験の手引」（別添 2）により実施することとしたので、関係人事院地方事務局（所）と密接な連携の下、個人情報の適正な管理を含め、秘密保持に留意し、公正かつ厳格に実施されるようお願いする。

平成25年6月24日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

人事院事務総局人材局試験課長

平成25年度労働基準監督官採用試験第2次試験の実施について（通知）

標記については、先に送付しております「労働基準監督官採用試験人物試験実施事項」（昭和60年5月13日決定、平成25年5月27日最終改正）（以下「人物試験実施事項」という。）、「労働基準監督官採用試験身体検査実施事項」（昭和55年7月決定、平成25年4月26日最終改正）（以下「身体検査実施事項」という。）、「性格検査実施要領」（平成24年3月）及び「受験資格確認要領」（平成25年3月29日決定）のほか、下記により行ってください。

なお、第2次試験で使用する諸用紙のうち「個別面接評定票〔労働基準監督官〕」、「性格傾向スケール回答用紙」、「面接カード（A）」（予備分）、「検査票（労基）」及び「受験票」は、当課から6月25日（火）に交付する予定ですので、貴省から各試験実施担当機関へ配布してください。

また、「申込内容変更届」（別紙1）及び「U7-25（労基）第2次試験首席試験官報告書」（別紙2）の各用紙は貴省で作成し、各試験実施担当機関へ配布してください。

記

1 試験管理者及び試験係官

- ① 試験管理者は、原則として、第2次試験地を管轄する都道府県労働局長又はこれに相当する者とし、首席試験官を指名するとともに、試験種目により試験官、試験補佐官及び必要に応じて事務係官を指名し、試験を公正かつ厳正に行うよう配慮する。
- ② 首席試験官（試験管理者をもって充てる。）は、担当する試験場の責任者として全試験種目の実施を指揮監督する。

2 人物試験（個別面接）

- ① 人物試験は、「人物試験実施事項」により実施し、評定及び判定を行う。
同実施事項のうち、3ページ「（2）面接開始後」に定めている「判定理由・メモ」

及び「総合判定の理由」の欄への記入漏れがないよう試験官に周知する。

- ② 試験官は、本省課長又はこれに準ずる官職にある職員を充てる。ただし、主任試験官以外の試験官については、特別な事由のある場合は、本省の困難な業務を処理する課長補佐又はこれと同等以上の官職にある職員を充てることができる。
- ③ 試験管理者は、試験官が扶養する親族又は試験官と同居する親族が受験予定者となっている場合には、事前にその旨を遅滞なく届け出るように措置する。なお、その旨の届出があった場合には、原則として試験官から除外する。
また、試験官から、受験票で確認した結果、担当する受験者の中に試験官と特別な関係（親類縁者、親しい友人の子弟等の親愛関係又は利害が相反する関係など）にあり、公正な評定をすることが困難であると考える者がいると申し出があった場合には、原則としてその受験者の試験室を変更するか又はその試験官を交替させる。
ただし、試験官の確保その他の理由によりこれが不可能な場合には、その試験官に公正な試験の実施（評定、判定、質問等）に特に留意することを求めて、そのまま試験を実施させる。
- ④ 試験の公平性が求められている折から、「人物試験実施事項」の「参考資料－1 質問事項及び質問例」にあるとおり、受験者の基本的人権を侵害するような事項や無用な誤解につながる事項については質問をしないよう試験官に周知する。
- ⑤ 試験当日、受験者から「面接カード（A）」を回収する。

3 身体検査

身体検査は、「身体検査実施事項」により実施し、判定を行う。

4 性格検査

性格検査は、「性格検査実施要領」により個別面接実施前に行い、採点の結果を「性格傾向スケールの結果一覧表」に記入し、個別面接の参考資料とする。

判定に使用する判定盤は、関係の人事院地方事務局、人事院沖縄事務所又は人事院事務総局から借用する。

5 遅刻者

全く本人の責に帰しがたい場合で、かつ、その者を受験させても試験の適正な実施に支障がない場合を除き、2次試験の試験開始時刻（午前9時00分ほか）に遅れた者については、受験を拒否する。

6 受験資格の確認

「受験資格確認要領」に従い、試験当日、人物試験が終了した受験者から「住民票記載事項証明書」を回収し、受験資格の確認を行う。

また、受験者が「住民票記載事項証明書」に代えて住民票等を持参した場合は、試験係官が住民票記載事項証明書用紙に必要事項を転記し、印欄には、「住民票と照合済」等と明記し、さらに転記した試験係官の所属、氏名を記入した後、住民票等を受験者へ返却す

る。

「住民票記載事項証明書」未提出者については、7月19日（金）までを提出期限（必着）として「受験資格証明書類遅延届」（「受験資格確認要領」の「別紙3」）を提出させる。当課へ送付する7月19日（金）までに提出されない場合には、当該受験者から提出させた「受験資格証明書類遅延届（提出用）」の写しを「受験資格確認結果報告書」（「受験資格確認要領」の「別紙5」）に添付して、提出された「住民票記載事項証明書」とともに送付する。

なお、当課への送付以後に「住民票記載事項証明書」が提出された場合は、至急当課まで連絡の上送付する。

7 申込内容の変更の申出

受験者から、合格通知書の送付先等の変更の申出を受けた場合には、「申込内容変更届」（別紙1）を提出させる。また、提出の有無について首席試験官報告書に記載する。

8 実施結果の処理等

第2次試験の実施結果の処理方法は、別表「実施結果の処理等」のとおりとする。

なお、「身体検査実施事項」9ページの「検査結果一覧表」への結果の転記は、「第2次試験実施結果一覧表」の作成により代えることとする。

配布した用紙の未使用分については、試験終了後、当課宛に送付する。

また、各書類を当課に送付する際は簡易書留とするなど、確実な方法により送付する。

以 上

実施結果の処理等

種 類	処 理 方 法
①住民票記載事項証明書	人物試験終了後受領し、受験資格の確認を行い、第2次試験地ごとに、第1次試験地順、受験番号順に整理し、各労働局から7月22日(月)までに当課に到着するよう送付する。 なお、当課送付以後に提出された場合は、至急当課に連絡のうえ送付する。
②受験資格証明書類遅延届 (受験資格確認要領別紙3)	①の未提出者がいた場合に記入させ、7月19日(金)までを提出期限(必着)として督促するが、当課送付までに未提出の場合には、①、③の送付時に写しを添付する。
③受験資格確認結果報告書 (受験資格確認要領別紙5)	受験資格の確認結果を記入し、整理した①とともに7月22日(月)までに当課に到着するよう送付する。
④申込内容変更届(別紙1)	第2次試験地ごとに、第1次試験地順、受験番号順に整理して、7月25日(木)午前10時までに、各労働局から当課に到着するよう送付する。
⑤個別面接評定票〔労働基準監督官〕 ⑥検査票(労基)	第2次試験地ごとに、合格判定者(⑤の総合判定がA、B又はCの者、⑥の判定及び総合判定がAの者)と不合格判定者(⑤の総合判定がD又はEの者、⑥の判定又は総合判定がEの者)に分類し、第1次試験地順、受験番号順に整理して、7月25日(木)午前10時までに、各労働局から当課に到着するよう送付する。
⑦面接カード(A) ⑧受験票	⑦は第1次試験合格通知書に同封するので試験当日記入済みの用紙を回収し、⑦、⑧、はそれぞれ第2次試験地ごとに、第1次試験地順、受験番号順に整理して、7月25日(木)午前10時までに、各労働局から当課に到着するよう送付する。
⑨性格検査	性格傾向スケール回答用紙(記入済みと予備)及び性格傾向スケールの結果一覧表は、第2次試験地ごとに、第1次試験地順、受験番号順に整理して、7月25日(木)午前10時までに、各労働局から当課に到着するよう送付する。質問シート及び採点盤は、貸与を受けた人事院各地方事務局(所)に速やかに返却する。
⑩U7-25(労基)第2次試験首席試験官報告書(別紙2)	第2次試験地ごとに作成し、7月25日(木)午前10時までに、各労働局から当課に到着するよう送付する。
⑪U7-25(労基)第2次試験実施結果一覧表(別紙3)データ	当課から本省経由で送付するエクセルファイル形式のデータに、各試験実施機関が「第2次試験データ入力方法(別紙4)」により人物試験、身体検査、身体測定の結果を入力した後、当該エクセルファイルを本省に送付する。本省は、全試験機関分のデータを合わせたファイルを作成し、7月25日(木)午前10時までに当課にデータで提出する。なお、作成したファイルはパスワードで保護し、送付、提出に当たっては誤送付等に注意する。

申込内容変更届

労 基

(1) 必須項目 (コード欄は受験心得参照)

第1次試験地	コード	試験の区分	コード
	┆┆┆		┆┆┆
受験番号		氏 名	

(2) 変更項目のみ記載し、変更部分に下線を引くこと。

変更項目を
チェックする
☐氏 名 ☐生年月日
☐性 別 ☐電話番号 ☐住 所

(フリガナ)											
氏 名											
生年月日				☐ 昭 和 ☐ 平 成		年 月 日生		性 別		☐ 男 ☐ 女	
合格通知書希望送付先 (〒 -)				(電話 ()		局		番)			
(同居先 様方)											
(下欄にカタカナで番地・同居先まで記入してください。)											
┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆
┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆
┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆
┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆	┆

〔注意事項〕

- ① (1)の欄は必須項目です。受験心得のコード番号表から対応する番号を選び、間違いのないように記入してください。
- ② 変更する項目の□にチェックを入れ、(2)の欄には、チェックを入れた変更項目のみ記入してください。また、変更部分に下線を引いてください。
- ③ 漢字氏名については、電子計算機で処理するため、機械処理になじまない文字 (JIS第1水準、第2水準にない文字) への修正はできません。
 なお、電子計算機処理において表記できない文字については、カタカナ・類字により表記する場合があります。(例：高→高、崎→崎)
- ④ 合格通知書希望送付先は都道府県名を省略し、上欄に漢字で、下欄にカタカナで丁寧に記入してください。
 カタカナは横書きで左端から記入し、市区町村等の区切りは1マス空けてください。濁点・半濁点は1字とし、アパート名・室番号・同居先も記入してください。また、丁目・番地等は3-1-4のように記入してください。
- ⑤ 記入は鉛筆でも差し支えありません。

U7-25 (労基)
第2次試験首席試験官報告書

試験地 _____ 試験場 _____ 実施年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

試験種目	区分	受験予定者数	欠席者数	欠 席 者 受 験 番 号	受験者数	不合格者数	合格者数
身体検査	労基A	()	()		()	()	()
	労基B	()	()		()	()	()
人物試験	労基A	()	()		()	()	()
	労基B	()	()		()	()	()

申込内容変更届の提出 ☐ あり (枚) ☐ なし

(注) () 内は、女性数を内数で示す。

首席試験官 職 名 _____

特に必要と認められる報告事項 ☐ あり(裏面に記載)

☐ なし

氏 名 _____

[illegible]

第2次試験データ 入力方法

第2次試験実施結果一覧表の太枠内への入力は、次のとおりとする。

なお、一覧表のうち、「通し番号」欄から第2次試験地の「試験地コード」欄までのデータが入力されたファイルを別に送付するので、当該欄への修正、入力等は行わないこと。

「出欠入力」欄以降の入力は、次のとおり行うこと。

「出欠入力」欄

入力値	内容(意味)
1	全部出席
2	欠席(一種目でも欠席した者を含む。) (入力値「2」に入力の場合、人物試験、身体検査及び身体測定には入力しない。)

人物試験「判定」欄

入力値	内容(意味)
A	人物試験の総合判定が「A」
B	人物試験の総合判定が「B」
C	人物試験の総合判定が「C」
D	人物試験の総合判定が「D」
E	人物試験の総合判定が「E」
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

人物試験「入力値」欄

入力値	内容(意味)
1	人物試験の総合判定が「A」
2	人物試験の総合判定が「B」
3	人物試験の総合判定が「C」
4	人物試験の総合判定が「D」
5	人物試験の総合判定が「E」
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

人物試験「合否」欄

入力値	内容(意味)
合	人物試験の総合判定が「A」、「B」又は「C」
否	人物試験の総合判定が「D」又は「E」
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

身体検査「判定」欄

入力値	内容(意味)
A	身体検査で「A」判定
E	身体検査で「E」判定
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

身体検査「入力値」欄

入力値	内容(意味)
1	身体検査で「A」判定
2	身体検査で「E」判定
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

身体検査「合否」欄

入力値	内容(意味)
合	身体検査で「A」判定
否	身体検査で「E」判定
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

秘

平成25年度

労働基準監督官採用試験

第2次試験の手引

平成25年度労働基準監督官採用試験第2次試験の手引

1 受付開始前

受付開始前に次のものを準備する。

(1) 試験場に関する表示

「労働基準監督官採用試験試験場」

「人物試験第〇〇室」

「身体検査室」

「待合室」

その他試験場案内図（配布又は掲示用）

(2) 人物試験用品

個別面接評定票〔労働基準監督官〕、受験票（写真票）、面接カード（A）

（予備分）、鉛筆（黒・赤・青）

(3) 身体検査用品

検査票（労基）、各検査用品等

(4) 性格検査用品

性格傾向スケールの質問シート、性格傾向スケール回答用紙、採点盤、OMR（マークカードリーダー）、性格傾向スケールの結果一覧表

質問シート、採点盤、OMRは、関係人事院地方事務局（所）から借用すること。

(5) 受験予定者の人物試験順番表

(6) 第2次試験地別受験予定者名簿、住民票記載事項証明書用紙（予備分）、採用内定書・各種資料送付用ラベル、受験者貸出用ボールペン、その他

2 受付

(1) 受付開始時刻

受付開始は、8時30分とする。

(2) 受験者の確認

受付の際、本人であるかどうかを「受験票（写真票）」によって確認する。

(3) 面接カード（A）の回収

受験者は、人事院ホームページの「国家公務員採用試験インターネット申込みページ」から「面接カード（A）」のダウンロードを行い、A4サイズで印字し、当日記入の上持参するのでこれを人物試験実施前に回収し、人物試験の参考資料とする。なお、持参しなかった者には、予備の「面接カード（A）」を手渡しして記入させる。

(4) 受験資格の確認

受付時に、受験者から「住民票記載事項証明書用紙」（以下「証明書」という。）を提出させ、次の要領により確認を行う。

- ① 「証明書」により受験資格（国籍、年齢（昭和58年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者）等）の確認を行う。
- ② 「証明書」を当日持参しなかった者については、後日、速やかに提出するよう督促する。

（注）1 上記②により、提出された「証明書」は、写しを取った上で、原本を速やかに、本省監督課あて速達郵便にて送付すること。

- 2 「証明書」が得られない時は、受験資格を証明できる他の資料（住民票等）をもって代えることができる。なお、この場合は、平成25年6月24日付け人試－879「平成25年度労働基準監督官採用試験第2次試験の実施について（通知）」（以下「通知」という。）の記の6に留意すること。

- 3 「証明書」の記載内容が受験資格に該当しない場合は、その事

実が分かり次第本省監督課に電話等で連絡すること。

3 試験の開始等

日程は、以下に記すとおりとするが、例えば身体検査機関の都合により身体検査を性格検査の前に行っても差し支えない。

(1) 試験開始は、あらかじめ実施局において定めた時間とする。

- ① 出欠状況を調べる。(遅刻については、通知の記の5に留意すること。)
- ② 当日の日程について説明する。

(発言例)

- ・只今から、労働基準監督官採用試験第2次試験を行います。
- ・本日の試験は、人物試験、性格検査及び身体検査です。
- ・人物試験は、〇〇〇に掲示した順番で行いますが、性格検査は、9時30分から全員一斉に行います。
- ・身体検査は、一般内科系検査、胸部X線間接撮影検査、血圧測定及び尿検査を行います。
- ・身体検査が終わった人は、検査票を〇〇〇に渡して下さい。
- ・検査の結果、精密検査を必要とする者は、〇〇時に〇〇〇に掲示しますから、それまで帰らないで下さい。
- ・本日の交通費、食事は支給いたしませんので御承知下さい。

(2) 検査票(労基)及び採用内定書・各種資料送付用ラベルの記入

- ① 「検査票(労基)」を配布し、所要事項を記入させるとともに、「採用内定書・各種資料送付用ラベル」(1枚(6片))を配布し、郵便番号、住所、氏名、第1次試験地、試験区分及び受験番号を記入させる。
- ② 所要時間経過後回収する。回収の際、所要事項が記入されているかど

うかチェックする。

- ③ 回収した「検査票（労基）」は、それぞれ試験係官へ引き継ぐ。

4 性格検査の実施

- (1) 性格検査の開始は、9時30分を一応の目安とするが、状況に応じて変更してよい。
- (2) 性格検査は、「性格検査実施要領」により人物試験実施前に行い、採点の結果を「性格傾向スケールに基づく結果一覧表」に記入し、人物試験の参考資料とすること。

5 身体検査の実施

身体検査に当たる試験官には、労働基準監督官の職務を遂行できる身体的条件を有しているかどうかを適切に判定してもらうため、あらかじめ労働基準監督官の職務について詳細に説明しておくこと。

- (1) 身体検査は、「労働基準監督官採用試験身体検査実施事項」（昭和55年7月決定、平成25年4月26日一部改正）により、省略することなく確実に行う。

なお、尿検査については、試験当日に生理に当たる可能性のある受験生は、病院、診療所等によって第2次試験前3週間以内に発行された証明書の提出をもって代えることができる。

- (2) 女性と男性は分離して行う。
- (3) 「検査票（労基）」については、判定の書き方について特に注意しておくこと。
- (4) 「検査票（労基）」の身体検査欄については、医師たる試験官が診断・観察を行い記載する。

- (5) 身体検査を担当する試験補佐官は、身体検査の全項目を終了したかどうかを確認し、その「検査票（労基）」を主任試験官に提出する。
- (6) 身体検査の主任試験官は、「労働基準監督官採用試験身体検査実施事項」の基準に従い判定し、合否を決定する。
- (7) 検査終了後、受験者を所定の場所に待機させることとするが、人物試験（個別面接）までかなりの待機時間があるものは、予定時刻を指示した上、自由行動を許可して差し支えない。

6 人物試験（個別面接）の実施

- (1) 人物試験は、「労働基準監督官採用試験人物試験実施事項」（昭和60年5月13日決定、平成25年5月27日一部改正）により行う。
- (2) 首席試験官は、試験実施局の局長とする。
- (3) 主任試験官及び試験官は、別途送付する「平成25年度労働基準監督官採用試験第2次試験（人物試験）試験官名簿」のとおりとする。
- (4) 試験官は、人物試験開始30分前に集合し、質問事項の分担等の打合せを行う。質問事項の分担は、原則として次のとおりとする。
 - A 主任試験官 本人の確認、就職の意思の確認、属性関係
 - B 試験官（A） ものの考え方、表現方法関係
 - C 試験官（B） 専門分野についての適応性関係
- (5) 質問は、「労働基準監督官採用試験人物試験実施事項」の「質問事項及び質問例」「性格傾向スケールの結果に基づく質問話題例」のほか、別途面接試験官に配布する「質問項目（例）」により行う。
- (6) 試験官（B）は、部外からの受験者に対しては、面接の際に「労働基準監督官は極めて特別な事情（病気、育児休業等）がない限りは、全国的に異動することとしているが、それでも採用を希望するかどうか。」について

て確認する。

- (7) 首席試験官は、試験官から、受験予定者の中に、試験官の近親者、親しい友人の子弟等で、公正な評定が困難であると考えられる者がいる旨の申し出があった場合には、別紙1の「試験係官の限定」による措置をとり、人物試験の公正な実施（評定、判定、質問等）に特に留意すること。
- (8) 試験官の評定に用いる鉛筆は、黒、赤、青とし、原則として次のように用いる。

主任試験官 黒

試験官（A） 赤

試験官（B） 青

- (9) 総合判定は、主任試験官と他の試験官の協議によるが、1人の面接終了時に行うか、全体の終了時に一括して行うかいずれでもよい。

なお、不合格を適当と認めた場合には、その理由を具体的に記載する。

- (10) 人物試験の順序は、原則として遠方の者より行う。
- (11) 試験補佐官は、「労働基準監督官採用試験人物試験実施事項」で指示された事項にしたがって事務を処理し、試験終了後関係書類を整理する。

7 試験終了後の手続

- (1) 首席試験官は、「U7-25（労基）第2次試験首席試験官報告書」（別紙2）を作成する。
- (2) 担当職員は、その日の試験終了後、速やかに次の事項を電話又はFAXで本省監督課あて連絡すること。
- ① 受験者数及び欠席者数
 - ② 合格予定者数
 - ③ 下記(3)の書類の送付方法

(3) 担当職員は、下記②、③の書類を作成後、下記①～⑩の書類を直ちに書留速達等で本省監督課あて送付する。ただし、③は本省監督課から別途メール送付するエクセルファイル形式のデータに、「第2次試験データ入力方法」(別紙5)に基づいて人物試験、身体検査の結果を入力した後、当該エクセルファイルを本省監督課担当者(中井 [REDACTED]、宮本 [REDACTED])にメール送付すること。④～⑩は、第1次試験の試験地別、受験番号順に整理すること。ただし、性格検査の整理は不要である。

- ① U7-25 (労基) 第2次試験首席試験官報告書(別紙2)
- ② U7-25 (労基) 住民票記載事項証明書等の回収結果報告書(別紙3)
- ③ U7-25 (労基) 第2次試験実施結果一覧表(別紙4)
- ④ 個別面接評定票〔労働基準監督官〕
- ⑤ 面接カード(A)
- ⑥ 性格傾向スケール回答用紙
- ⑦ 検査票(労基)
- ⑧ 住民票記載事項証明書
- ⑨ 受験票(写真票)
- ⑩ 採用内定書・各種資料送付用ラベル

8 その他

本試験に関する連絡又は問合せ先は、次のとおりとする。

厚生労働省労働基準局監督課

担当者 (監察官) 鈴木

(監督係) 高橋、宮本、中井

電 話 03-5253-1111 (内線5581)

 03-3501-9299 (直通)

FAX 03-3502-6485 (監督課)

別紙 1

試験係官の限定

1 人物試験の試験係官について

受験者が特別の関係にある場合の措置

- (1) 試験官は、自己が担当する受験予定者の中に次の者がいる場合には、首席試験官にその旨を申し出ること。該当者の有無は、面接を始める以前の適当な時に「受験票（写真票）」の氏名及び写真を見て確かめること。
 - ① 試験官が扶養する親族又は試験官と同居する親族（親族とは六親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族をいう。）
 - ② ①以外の者で試験官と特別の関係にあり、公正な評定をすることが困難であると試験官が考えた者（ここで「特別の関係にある者」には、親類縁者、親しい友人の子弟等の親愛関係のほか、これと反対の関係（利害が相反する関係等）が含まれる。）
- (2) 首席試験官は、試験官から、担当する受験（予定）者の中に、近親者等が含まれている旨の申出があった場合には、次のようにする。
 - ① 扶養又は同居する親族が含まれている場合には、受験（予定）者の試験室を変更するか、試験官を交替させる。
 - ② その他の近親者が含まれている場合には、受験（予定）者の試験室を変更するか、試験官を交替させることを原則とするが、これが困難な場合には人物試験の公正な実施（評定、判定、質問等）に特に留意させる。
- (3) 受験（予定）者が試験官以外の係官の「扶養又は同居する親族」である場合には、次の①及び②のように措置する。
 - ① 首席試験官は、試験官以外の試験係官に対し、担当する受験（予定）

者の中に「扶養又は同居する親族」が含まれている場合には申し出させる。

- ② この申出があった場合には、担当を変更することを原則とするが、これが困難な場合には、その受験者の面接評定票その他評定結果に関する事項に関与させない。

2 身体検査の試験係官について

上記1の「人物試験の係官について」に準じて措置する。

別紙2

U 7 - 2 5 (労基)
第2次試験首席試験官報告書

試験地 _____ 試験場 _____ 実施年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

試験種目	区分	受験予定者数	欠席者数	欠 席 者 番 号	受験者数	不合格者数	合格者数
身体検査	労基A	()	()		()	()	()
	労基B	()	()		()	()	()
人物試験	労基A	()	()		()	()	()
	労基B	()	()		()	()	()

(注) () 内は、女性数を内数で示す。

首席試験官 職 名 _____

特に必要と認められる報告事項 ☐ あり(裏面に記載)

☐ なし

氏 名 _____

試験実施担当機関名 _____

1 住民票記載事項証明書

調 査 期 間	月 日 ~ 月 日		
対 象 者 数	名		
回 収 者 数	名		
未 回 収 者 数	名	内 訳	未了者 _____ 名 第 2 次 試 験 欠 席 者 _____ 名 第 2 次試験不合格（予定）者 _____ 名

備考 回収者数欄には、住民票記載事項証明書及びその代替資料を提出した者について記入する。

2 所 見

注 (1) 「対象者数」は、第1次試験合格者とする。

(2) 回収者数には、第2次試験を不合格（予定）の者でも資料が回収できた者はすべて含める。

(3) 「未了者」とは、最終合格を予定されているが、資料が回収できなかった者をいう。

(未了になった理由は、所見欄に記入する。)

(4) この報告書の大きさはA4版とする。

以 上

[illegible]

第2次試験データ 入力方法

第2次試験実施結果一覧表の太枠内への入力は、次のとおりとする。

なお、一覧表のうち、「通し番号」欄から第2次試験地の「試験地コード」欄までのデータが入力されたファイルを別に送付するので、当該欄への修正、入力等は行わないこと。

「出欠入力」欄以降の入力は、次のとおり行うこと。

「出欠入力」欄

入力値	内容(意味)
1	全部出席
2	欠席(一種目でも欠席した者を含む。) (入力値「2」に入力の場合、人物試験、身体検査及び身体測定には入力しない。)

人物試験「判定」欄

入力値	内容(意味)
A	人物試験の総合判定が「A」
B	人物試験の総合判定が「B」
C	人物試験の総合判定が「C」
D	人物試験の総合判定が「D」
E	人物試験の総合判定が「E」
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

人物試験「入力値」欄

入力値	内容(意味)
1	人物試験の総合判定が「A」
2	人物試験の総合判定が「B」
3	人物試験の総合判定が「C」
4	人物試験の総合判定が「D」
5	人物試験の総合判定が「E」
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

人物試験「合否」欄

入力値	内容(意味)
合	人物試験の総合判定が「A」、「B」又は「C」
否	人物試験の総合判定が「D」又は「E」
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

身体検査「判定」欄

入力値	内容(意味)
A	身体検査で「A」判定
E	身体検査で「E」判定
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

身体検査「入力値」欄

入力値	内容(意味)
1	身体検査で「A」判定
2	身体検査で「E」判定
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)

身体検査「合否」欄

入力値	内容(意味)
合	身体検査で「A」判定
否	身体検査で「E」判定
空白	「出欠入力」で「2」に入力(欠席者)